

別表（第4条関係）

補助対象経費			補助金額
コミュニティ食堂運営費	賃借料又は会場借上料	・事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ・自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は補助対象外とする。	開催頻度月1回：12万円 開催頻度月2回以上：24万円 ※申請初年度の第1回目の開催に限り、上記に加えて、上限を5万円として、別途補助対象経費とする。
	消耗品費	・事業の実施に要する消耗品購入費（食器、紙製品、ラップ等調理用品、ゴミ袋、雑巾、紙、絵本等）。	
	印刷製本費	・事業の実施に必要な印刷費。 ・団体の広報誌等は補助対象外とする。	
	光熱水費	・事業に利用する場合に限り補助対象とする。 ・事業実施に要した金額を明示すること。	
	通信運搬費	・事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信費（電話、ファックス、インターネット使用料、はがき、切手など）。	
	食材費	・事業で使用する場合に限り補助対象とする（寄附を受けたものは除く）。 ・会食代は、補助対象外とする。	
	保険料	・利用者や運営スタッフの事	

		業に係るケガや賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする。	
	手数料	・保健所への申請に係る手数料（食品衛生責任者受講手数料）。	
	修繕費	・事業実施に直接必要な機材・備品等の修繕費。	
	報償費	・ボランティア１人１回1,000円を超えない範囲。 ・事業に係る外部の講師等への謝礼金に限り補助対象とする。 ・団体の構成員への謝礼金は補助対象外とする。	
コミュニティ食堂施設整備費	工事請負費	・建物の改修・増築に係る費用を補助対象とする。 ・事業実施に最低限必要な改修に限る。 ・過去にこの補助金の交付を受けた経費と同一個所を工事する場合は、やむを得ない事情がある場合に限り対象とする。	申請初年度に限り、10万円を上限として補助対象経費とする。
	備品購入費	・備品とは、価格が3万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものとする。 ・事業実施に最低限必要な改修に限る。	

		・過去にこの補助金の交付を受けた経費と同一品目の備品等を購入する場合は、やむを得ない事情がある場合に限り対象とする。	
	その他経費	・書類等。 ・トランプ等のカードゲーム類。 ・机、いす、棚、カーペット等の什器類。 ・調理に要する、鍋やフライパン等の器具並びに冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家具類。	